



通称「情報流通

プラットフォーム対処法」とは？

糸島市人権・同和教育推進協議会 広報委員

山田 一郎

インターネットの普及

日本におけるインターネット（以下ネットという）は、昭和59年に東京大学など、いくつかの学術組織を結ぶネットワークとして、実験的に開始されました。その後、平成7年にはネット接続機能が搭載されたソフトが発売され、個人でのネット利用が可能となりました。

それから約30年後の現在ではどうでしょう。まさに、ネットの普及は私たちの生活をより快適にしながら、もはやなくてはならないものとなっています。この、ネットの登場はそれまでの私たちの生活を一変させ、大きく言えば世界を一変させたパラダイムシフト※となりました。

※パラダイムシフトとは、その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが、革命的に、もしくは劇的に変化することをいう。

生み出した功罪

知りたい情報を瞬時に得たり、知らせたい情報を瞬時に拡散させたり、あるいは、世界の人と瞬時につながったりと、そのようなことが指先一つで可能となっています。それこそがネットの便利さでありながら、一方で「誤報や流言飛語」「拡散すべきでない情報」「誹謗中傷や差別」「一方的な攻撃」など、人の生命に関わるような大きな課題も存在することが問題視されるようになりました。

ネットの普及は、当初は想像もできなかった功罪を生み出してしまったのです。

法の規制

国は、前述したような課題の解決を図るため、平成14年に通称「プロバイダ責任制限法」を施行しました。この法律は、プロバイダ（ネット接続事業者）に対し、被害者の救済を目的として、被害者が加害者（投稿者）を特定するための情報の開示を促すなど、

事業者の自主的な取り組みを求めてきました。また、その後の法改正では、被害者による裁判手続きの簡略化を図りました。

しかし、法の目的は被害者の救済にあり、問題の発生を防止することではありません。私の実感では、法の施行以降、ネット上の人権侵害は減少するどころか、今日では、私たちの安心・安全な生活を脅かすほどになってきていると感じます。

法務省も令和6年のネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続きを開始した人権侵害事件数は1,707件と、高水準で推移していることを明らかにしており、新たな被害者を出さないために、早急に手だてを講ずべき状況にあると考えられます。

表現の自由と法規制

そのような事実を踏まえ、違法・有害情報の投稿を防止するには、現行法を改正し、大規模事業者（総務省は現在9社を指定）に対して迅速かつ十分な対応を義務付けることが最も効果的だとして、国は今年4月、被害者の救済と表現の自由と配慮した上で、タイトルにある法を施行しました。

この改正法では、大規模プラットフォーム事業者に対して、一定期間内の削除申し出への対応や削除基準の策定・公表を義務付けるなどの規制が新たに設けられています。誹謗中傷や差別・有害・違法情報の削除という観点からすると、私はこの法律の施行には大いに期待を寄せているところです。

しかしながら、問題を引き起こしている根本はネットというツールではなく、利活用する側のわれわれです。私たちは、その被害者にも加害者にもならないために、一度投稿した情報の削除は難しいというネットの特性を知り、他者を傷つけないためにも、その利用にはより慎重でなければと思っています。